



豊見城市下水道使用料水準の検討について

下水道使用料水準の検討の必要性について

下水道事業（污水）は、**受益者である使用者からの使用料で経費を賄い経営を行う独立採算制**をとることが原則とされています。（地方公営企業法第17条の2）

本市の下水道事業については、昭和60年の供用開始後、3回の改定を実施し、**平成17年度以後、改定を行っておらず、現在、県内11市中で最低の水準となっております。**H20年度(40⇒47円/m³)及び令和2年度(47⇒50円/m³)の県污水处理負担金の増額改定された後も、**使用料を据え置いてきました。***1円増額した場合の影響額：約4,000千円/年。

本市の下水道事業の運営については、一事業年度の経営活動を示す収益的収支が、2年連続(R2.R3)の**赤字**となり、資本的収支においては、施設の改良などに必要な経費として過去に借り入れた企業債の償還を行いながら、新たな施設建設などに必要な資金として、借入を行っております。公営企業会計においては、資本的収支の収入が支出に対し不足するため、収益的収支からの利益等で補てんする仕組みとなっておりますが、本市においては、収益的収支で賄いきれない不足分を賄うため、**水道事業会計より借入を受けております。**

下水道事業の普及率については、人口ベースで77.31%を示し、接続率は88.26%と比較的高水準となっております。節水型家庭用品の普及等の節水型社会等もあり、**今後の急激な使用料収入の増加は見込めない状況となっております。**

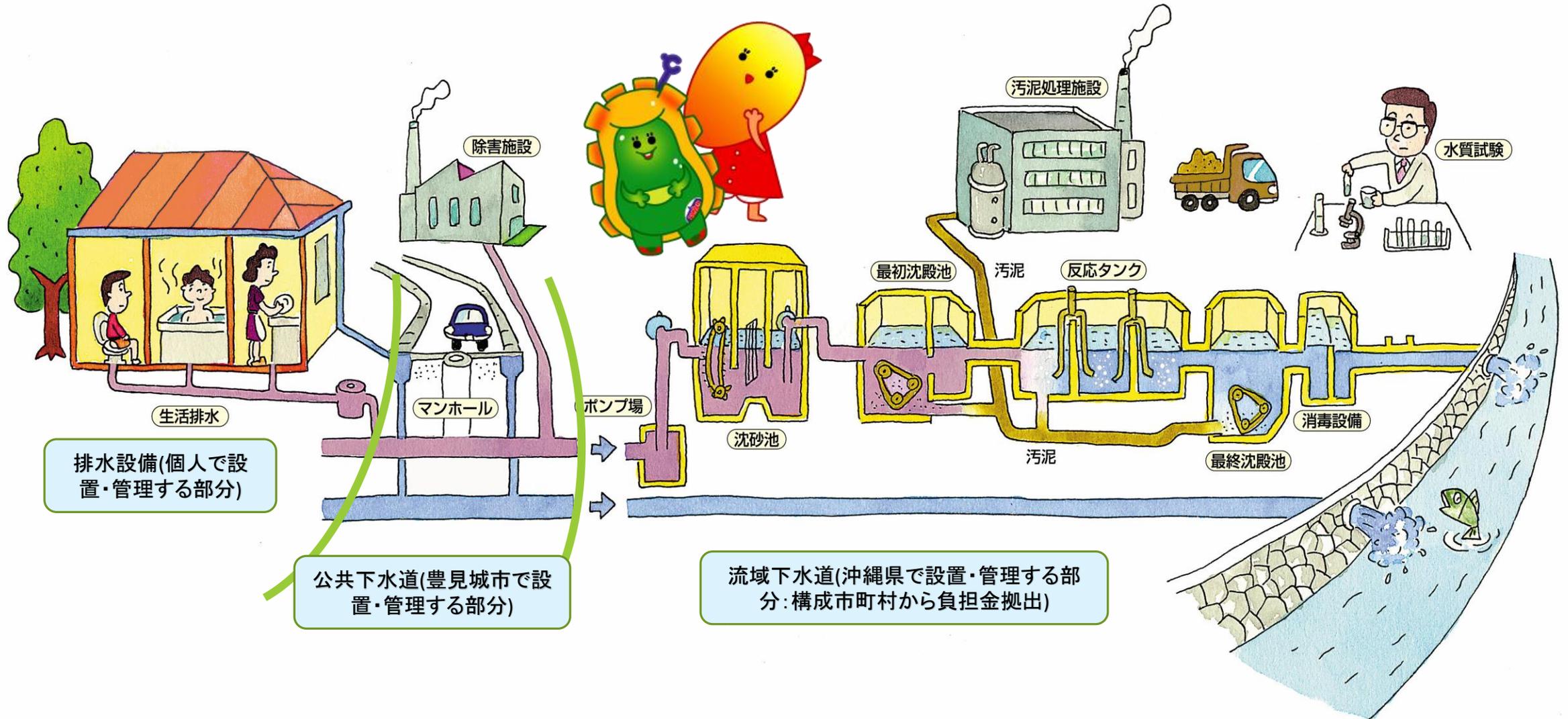
そのような中、本市の下水道事業会計は、経営状況を正確に把握した上で、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、**平成31年度に公営企業会計に移行しております。**

令和3年度の経営比較分析表(公共下水道)によりますと、料金収入等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す**経常収支比率**が99.46%となり、**単年度の収支が赤字**であることを示し、短期的な債務に対する支払能力を表す**流動比率**は、66.92%と100%を大きく下回り、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための**経営改善を図っていく必要がある**ことを示しております。また、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した**経費回収率**においては、64.07%と**污水处理に係る費用が使用料以外の収入により賄われている**ことを示しております。

そのため、施設の維持管理、改築や地震対策など事業運営に必要な費用を確保することが困難になっております。

下水道事業が、市民生活を支える重要な生活基盤であり、健全で持続可能な事業運営を行う必要性から、下水道使用料の水準検討を行いました。

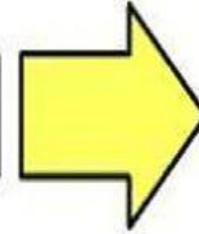
豊見城市の水について知ろう！
～使った後はどこに行くのだろう～(下水道事業編)



下水道の役割

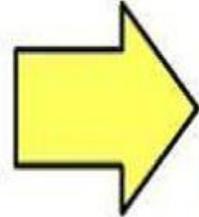
・生活環境を改善する

下水道の整備により、トイレはすべて水洗化できるようになります。同時に街中の水路がきれいになり、清潔で快適な生活環境を確保できます。汚れた水が溜まらず、蚊やハエなど害虫や悪臭の発生が防げ、街が清潔に保たれます。



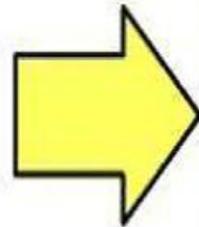
・浸水から街を守る

街中に振った雨水を雨水管へ流入させ、速やかに排除、または貯留・地中浸透させることにより、浸水から街を守ります。雨は「雨水」として下水道管（雨水管）に入り、すみやかに川などに流されます。これは分流式下水道という方式で、合流式下水道では、汚水と雨水は一緒に下水道処理場まで運ばれ、ここで処理して川や海などに流されます。



・水質を保全する

家庭や工場などから排出させる汚水を処理場で十分に浄化したのち放流することにより、河川や海などの水質の保全が図られます。下水道の整備とともに汚れた川がきれいになり、本来の生態系が復活します。



地方公営企業とは何ですか？

豊見城市は、道路や消防、福祉などの一般的な行政活動の他、水の供給や下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する事業活動を行っている。こうした事業を行うために地域公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼んでおります。豊見城市が公営企業を経営する目的は「住民福祉の増進」であり、一般的な行政活動と同様ですが、全ての市民に対して、同量のサービスを提供するものではないため、受益者から使用料費用を徴収し、会計として独立させて「企業」としております。

地方公営企業の原則(地方財政法第6条・同法施行令第46条)

- ・公営企業である「水道事業」、「下水道事業」の経営は、独立採算が原則。
- ・事業の経費は、使用料収入を柱とする受益者負担で賄うことが原則。

使用料徴収の法的根拠

地方公営企業法

第三条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

地方自治法

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。

水道法

第六条第2項 水道事業は、原則として市町村が経営するものとする。

下水道法

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

※上記の規定に基づき、「豊見城市水道給水条例」「豊見城市下水道条例」にて使用料金を定めております。



下水道事業の経営原則

独立採算の原則

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって、事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用。(地方財政法第6条など)

雨水公費・汚水私費の原則

下水道処理費

雨水にかかる経費



公費(一般会計繰入金)

自然現象による雨水を排除することで浸水から街を守る。受益の範囲が広く一般市民に及ぶ。

汚水にかかる経費



私費(下水道使用料)

原因者及び下水使用者を特定でき、受益の範囲は使用者に直接つながる。



豊見城市公共下水道の業務状況

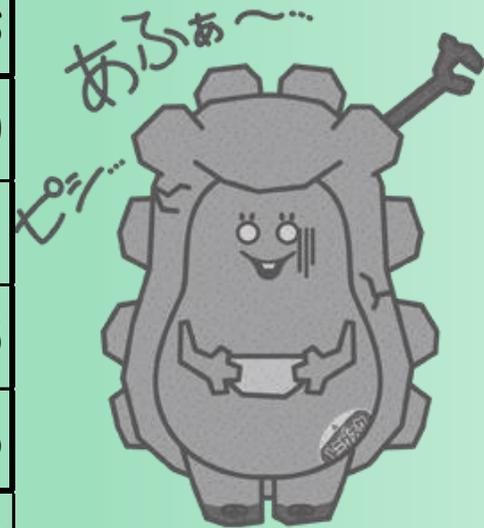
令和4年度末現在	世帯	人口
①行政人口	28,050	65,690
②処理区域内人口	20,760	48,856
③人口普及率 (= $\textcircled{2}/\textcircled{1}$) *沖縄県72.4%、全国80.6%	74.01%	74.37%
④接続人口	18,247	43,376
⑤水洗化率 (公共下水道接続率) (= $\textcircled{4}/\textcircled{2}$) *沖縄県88.7%	87.89%	88.78%
⑥処理区域面積	-	563.9ha
⑦下水道管敷設延長	-	135.5km
⑧年間処理水量	-	

*排水設備調書より抜粋(R5.3分)

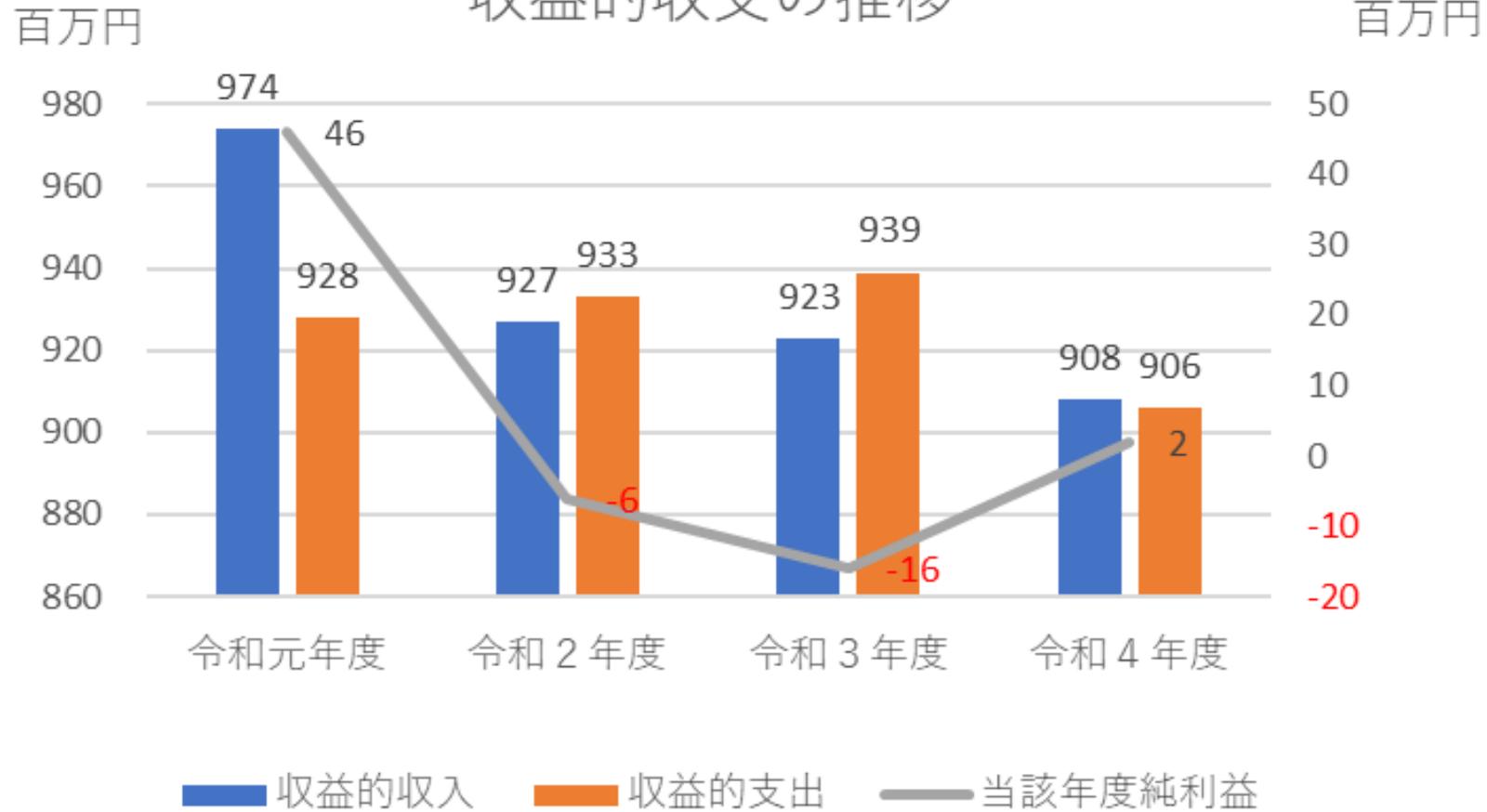
豊見城市公共下水道の財政状況(収益的収支)

		(税抜) (単位：百万円)			
項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入	下水道使用料	316	325	328	329
	一般会計繰入金	246	241	229	230
	長期前受金戻入	372	357	356	348
	その他	40	4	11	1
	計	974	927	924	908
支出	維持管理費	835	867	878	850
	企業債利息	69	62	56	51
	その他	24	4	5	5
	計	928	933	939	906
経常損益		46	-6	-15	2

*十万位四捨五入



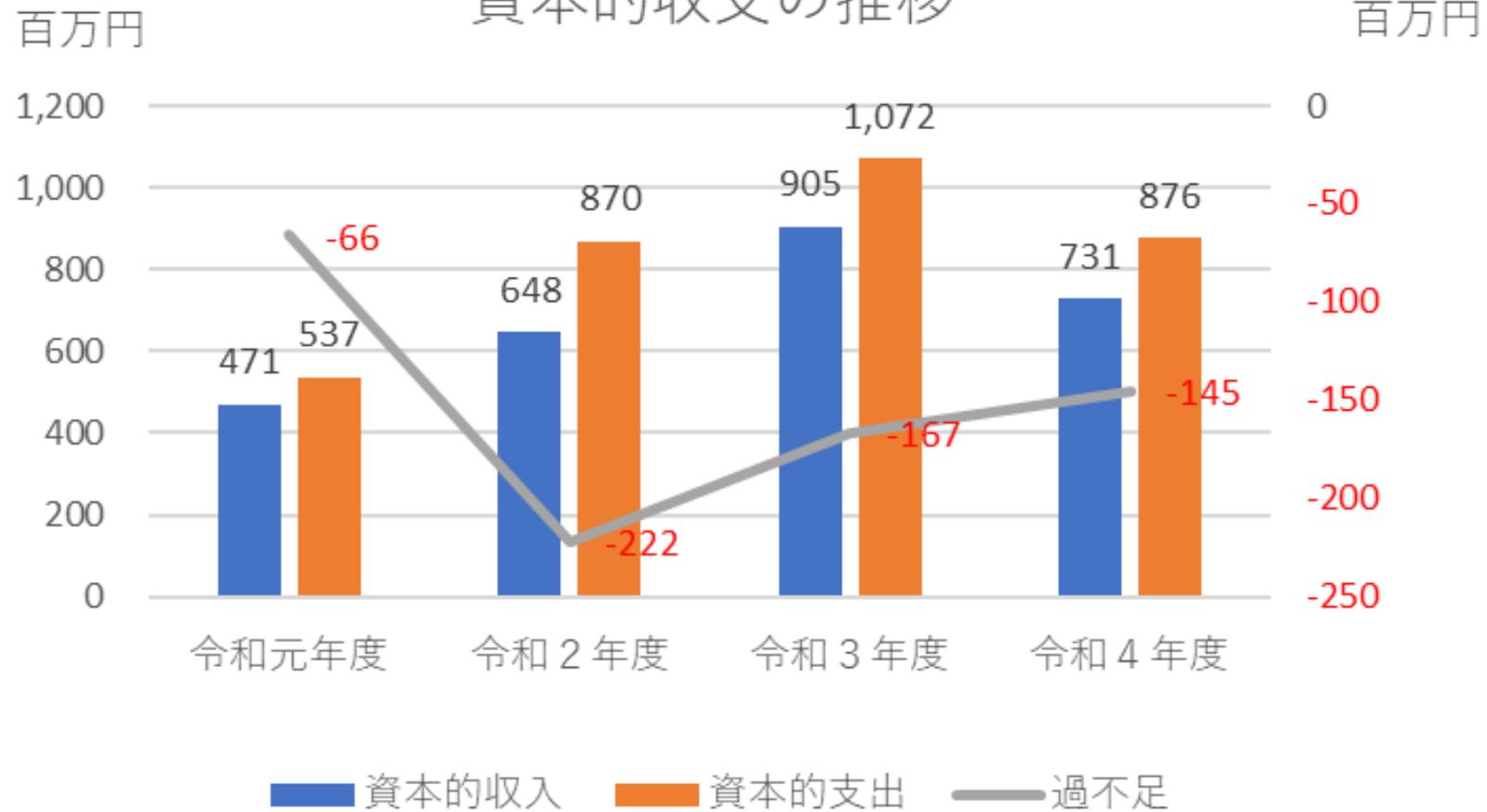
収益的収支の推移



収益的収支とは、一事業年度(4月～3月)の経営活動に伴い発生した全ての収益とそれに対応する費用です。収益には、サービス提供の対価としての下水道使用料を主に計上し、費用には、施設を維持するための光熱水費や修繕費、水質管理のための薬品代、職員給与費、委託料、企業債利息返済のほか、沖縄県所有施設の終末処理費などの流域下水道維持管理負担金や現金の支出を伴わない減価償却費があります。

本市においては、令和2年度及び3年度は、県の流域下水道維持管理負担金の増額に伴う費用増により純利益が減少しております。税抜きで表記する損益計算書においては、2年連続(R2.R3)の純損失を計上しております。

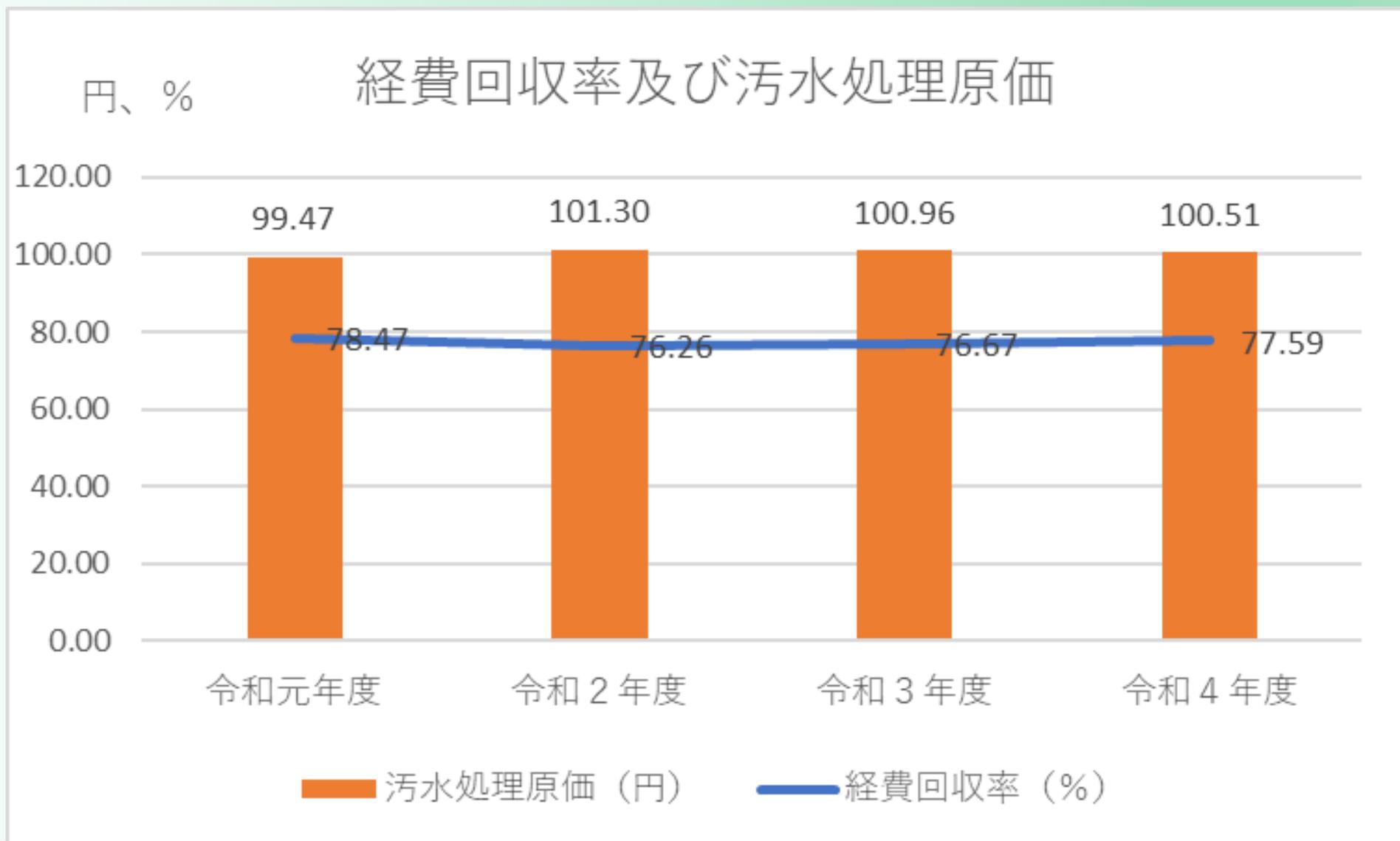
資本的収支の推移



資本的収支とは、長期にわたって使用する施設等の整備・取得に関する収入および支出です。主な支出は建設改良費、企業債償還金(元金)、他会計借入金償還金など、主な収入は企業債、補助金、借入金などに対し、支出が上回ることが多くあります。

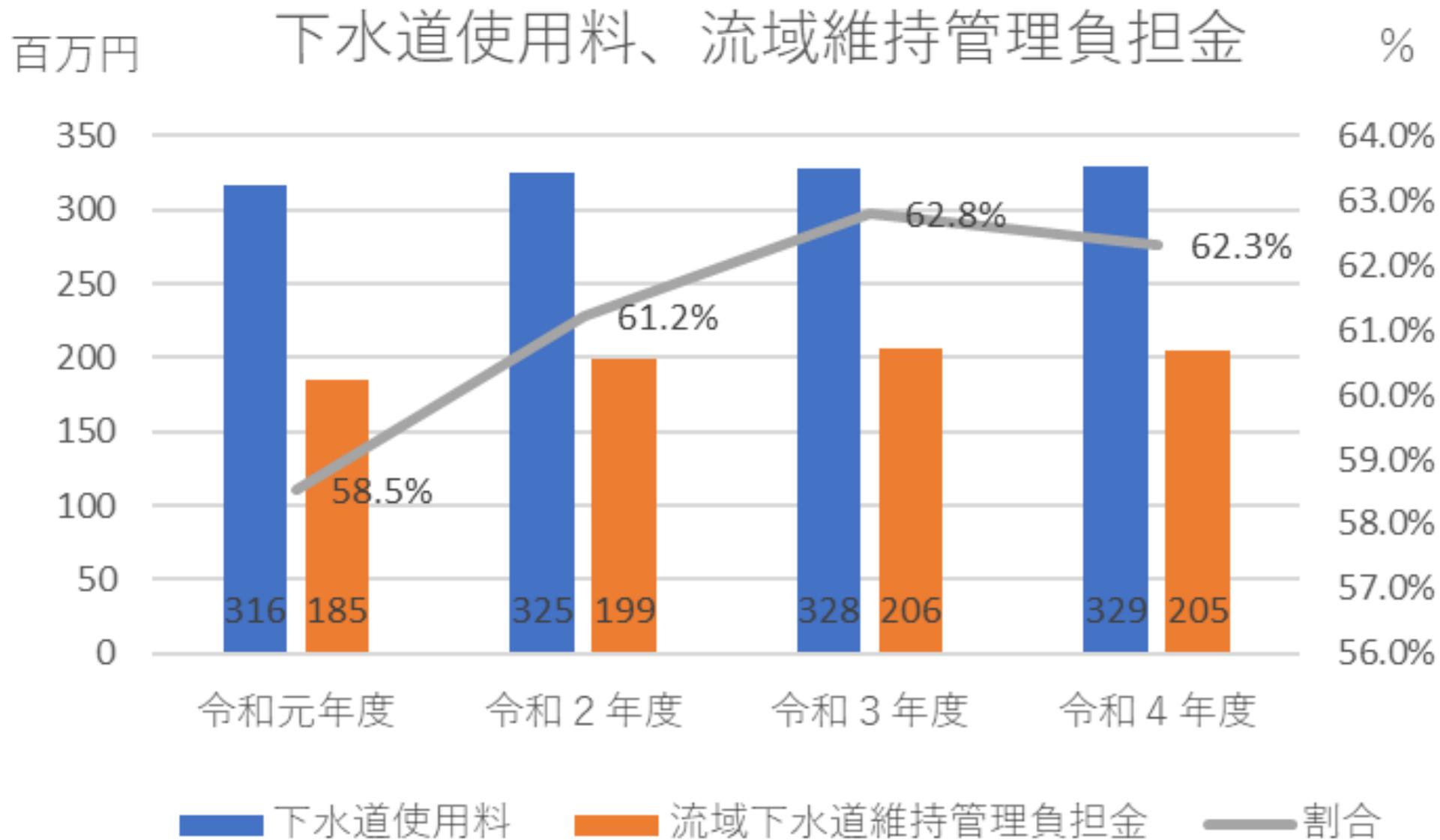
資本的収支の不足額は、6千万～2.2億円で推移しています。不足分については、経営活動の結果生じる収益的収支の純利益や、現金支出を伴わない支出によって留保されている資金などの補填財源で対応することとされておりますが、本市は収益的収支が赤字であるため、水道事業からの借入金により資本的収支の不足額を減らしている状態が続いています。

その他の補填財源の種類：消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、繰越工事資金など



経費回収率は使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているを示す指標で、通常100%以上あることが必要です。県の流域下水道維持管理負担金の増額に伴い、令和2年度以降、減少傾向です。

汚水処理原価は有収水量1m³あたりの汚水処理に要した費用を表します。増加傾向を示していますが、全国及び類似団体平均より低く抑えられています。下水道施設整備の最適化や維持管理の効率化、接続率向上による有収水量の増加への取り組みを行いながら、適正な使用料収入の確保が必要と考えております。



下水道使用料に占める流域下水道維持管理負担金の割合は増加傾向です。特に令和2年度の負担金増額に伴い、大幅な増加となっています。昨今の光熱水費及び資材高騰により、今後は負担金増が予想されます。

県内他市との下水道使用料比較

使用量 (m^3)	使用料金(税込)										
	那覇市	沖縄市	うるま市	浦添市	宜野湾市	豊見城市	名護市	糸満市	宮古島市	石垣市	南城市
5	618	660	715	576	550	572	660	594	605	660	634
8	657	660	715	576	550	572	660	594	605	660	634
10	684	660	715	752	730	572	660	736	748	660	771
15	1,157	1,122	1,237	1,192	1,200	957	1,045	1,091	1,105	1,045	1,112
20	1,641	1,584	1,760	1,632	1,670	1,342	1,430	1,446	1,463	1,430	1,453
25	2,125	2,046	2,282	2,072	2,130	1,727	1,815	1,866	1,903	1,870	1,860
30	2,631	2,508	2,805	2,512	2,600	2,112	2,200	2,286	2,343	2,310	2,267
40	3,703	3,685	4,015	3,458	3,650	2,992	3,025	3,196	3,443	3,300	3,081
50	4,836	4,862	5,225	4,404	4,690	3,872	3,850	4,106	4,543	4,290	3,895
60	6,332	6,292	6,655	5,405	5,850	4,972	4,675	5,016	5,643	5,280	4,764
70	7,828	7,722	8,085	6,406	7,000	6,072	5,500	5,926	6,743	6,270	5,633
80	9,324	9,152	9,515	7,407	8,160	7,172	6,325	6,836	7,843	7,260	6,502
90	10,820	10,582	10,945	8,408	9,310	8,272	7,150	7,746	8,943	8,250	7,470
100	12,316	12,012	12,375	9,409	10,470	9,372	7,975	8,656	10,043	9,240	8,438

令和5年4月現在、標準家族(4人)のひと月あたり汚水量を $20m^3$ として、県内他市を比較した場合、唯一1,300円台となっており、低水準であることが確認できます。*令和5年度の使用料金改定を検討しているのは、豊見城市、名護市の2市となっております。

豊見城市下水道使用料について

公営企業の原則

- ◇公営企業である豊見城市下水道事業の経営は、“独立採算”が原則！
- ◇事業の経費は、下水道使用料収入を柱とする受益者負担で賄うのが大原則！！

豊見城市下水道事業を取り巻く課題

- 令和元年度より公営企業会計への移行を行い、経営状況の明確化や財産管理を行っている。
- 沖縄県への流域下水道維持管理負担金が、令和2年度に47→50円/m³(税抜)へ値上げされた。今後も光熱水費や資材等の高騰により、値上げが予想される。(本市の影響額は、1円当たり約4,200千円程度増加見込)
- 企業債の発行や水道事業からの借入金の償還増による今後の負担増加が見込まれる。
- 節水機器の普及による有収水量の減少による使用料の減少→使用料の大幅な増収は見込めない。
- 人口普及率(世帯)77.06%、水洗化率87.31%(ともに令和4年度決算)。継続して接続に関する周知促進を図るが、急激な増収は見込めない。
- 総務省より下水道使用料水準の目安として、150円/m³が示されている。(豊見城市は、67円/m³)
- 昭和60年度より供用開始している本市の下水道事業において、施設の老朽化・劣化が進行しており、更新改築が必要となってきた。
- 平成17年度以降、使用料改定を行っていない。
- 光熱水費及び物価高騰の社会経済情勢→市民生活の圧迫
- 安心安全なサービスの提供
- 適正な水準による受益者負担(下水道使用料)の確保

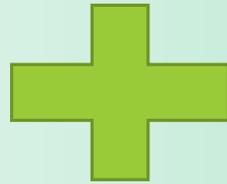
下水道使用料対象経費の検討

下水道事業を行うための経費

- 下水道サービスを提供するために必要な費用（維持管理費）
- 今後の投資や資産維持のための費用（資本費）

維持管理費

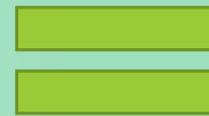
人件費
流域下水道維持管理負担金
（汚水処理費）
動力費・薬品費・修繕費
委託料



資本費

「官庁会計の場合」
企業債元利償還費

「公営企業会計の場合」
減価償却費
企業債支払利息



下水道 使用料

豊見城市下水道使用料改定に向けた具体的な目標の設定

下水道使用料水準の目標設定

- 
- ① 水道事業からの借入金の解消・減少。
 - ② 多くの市民の節水行動や節水型家庭用品の普及等、節水型社会への移行に合わせた料金体系の構築を目指す。

下水道事業の経営改善策

*適正な使用料金をもって自立的な経営を行うため、3段階での経営改善を図る必要がある。

ア: 水道事業会計からの借入をやめる。 *R6-9を対象期間とする。

イ: これまで借入れてきた資金の返還が可能な状態にする。

ウ: 今後の施設更新や突発的な修繕に対応できるように内部留保を増やす。

下水道事業の目標増収額

直近、2年の水道事業借入金相当額の増収を目指す為、一億円の増収を目標とする。

使用料改定の条件

ア: 一億円以上の増収が図られるものであること。

イ: 節水型生活様式に対応した料金体系を採用すること。

ウ: 改定後の一般家庭(20m³)料金水準が令和5年度時点で県内11市中、上位3位以下であること。

下水道使用料改定案の考え方

①基本料金水量（10m³）について

- ・下水道使用料の基本水量制は、一定水量の利用を促進し、汚水の排除による**公衆衛生の向上**や蚊やハエなどの害虫や悪臭の発生を防ぐことによる**生活環境の改善**を目的に導入され、本市の場合は月10m³までの使用料を定額とする基本水量制を採用してきました。
- ・しかし、下水道の普及率や水洗化率が高水準となり、公衆衛生の向上・生活環境の改善という目的は、一定程度図られたと考えられます。
- ・また、**単身世帯の増加**や節水型機器（トイレ、洗濯機、蛇口、シャワー、食洗器等）の普及・機能向上、節水行動の定着などにより、一カ月10m³以下の基本水量内の小口使用者の占める割合が年々増加しており、**近年、全体の3割**を超えています。
- ・基本水量の範囲において、使用水量にかかわらず使用料が同じでは、（公社）日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的な考え方」において、「基本水量に満たない使用者に不公平感を抱かせるとの指摘がある」との見解が示されております。このような問題を是正するため、基本水量制を廃止し、基本水量部分にも従量制を適用させる改定とします。

②基本使用料について

- ・使用水量に関わらず、使用者数に応じて変動する需要家費（使用料徴収関係経費など）、及び施設規模に応じて必要となる固定費（施設の維持管理経費など）を賄うため基本料金は継続して採用とします。
- ・金額については、基本水量制廃止に伴い、**引き下げます**。

③従量使用料について

- ・使用料金改定の条件及び光熱水費や資材高騰などの社会経済情勢を踏まえ、水量区分別の単価を**増額**します。
- ・水量区分については、過去の使用水量分布などを参考に、改定の条件に合うよう設定します。
- ・節水型社会への移行に合わせた料金体系の構築を目指す。

④使用者の負担増への配慮

- ・地方公営企業である下水道事業は「独立採算」が原則であり、事業の経費は使用料収入である受益者負担で賄うことが必要です。その為には、水道事業からの借入金の状況や現行の使用料体系を考慮した場合、経費回収率を適切な水準まで引き上げることが望ましいですが、市民生活や企業経営に与える影響を考慮する必要がある。その為、中長期的な視点で**経営改善を図る**ことを視野に入れる必要がある。

一度に必要額を確保するのではなく、対象期間を定め、**①借入解消⇒②借入償還金の確保⇒③内部留保増の3段階での経営改善**が必要だと考えております。